

社労士トレイン

<2020 年 合格目標>

社会保険労務士試験対策

労働安全衛生法

全問題と解答解説



社会保険労務士試験 対策アプリ

App Storeにて 好評提供中！



社労士トレイン



＜主な特徴＞

- 平成元年以降に出題された過去約30年分の過去問を徹底的に分析し、最新の出題傾向に合わせた予想問題を出題
- 条文順に問題を解くパネル式と、ランダムに問題を解くシャッフル式の二種類の出題形式を選択可能
- 科目ごとに正解数や正答率が一覧表示されるため、現在の知識レベルや苦手科目の確認が容易
- 問題文を120文字以内に制限しているため、出題の意図や要点の把握がしやすく、テンポよく解答が可能
- 挑戦数や正解数に応じて社会保険労務士会員徽章を模した「SRバッジ」が表示され、モチベーションのアップを後押し

■労働安全衛生法

	問題	答え	解説	該当条文
1	労働安全衛生法は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずること等により職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としている。	○	適切である。	1 条
2	労働安全衛生法における「労働者」とは、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人も含む、労働基準法第9条に規定する労働者をいう。	×	「同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人」は除かれている。	2 条 2 号
3	労働安全衛生法における「事業者」の定義は、労働基準法における「使用者」の定義と同じである。	×	労働安全衛生法における「事業者」の定義は、労働基準法における「使用者」とは異なる概念であり、「事業を行う者で、労働者を使用するものをいう」である。	2 条 3 号
4	建設物を建設し、又は設計する者は、これらの物の建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生防止に資するように努めなければならない。	○	適切である。その他、「機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者」又は「原材料を製造し、若しくは輸入する者」にも同様の努力義務が課されている。	3 条 2 項
5	常時100人以上の労働者を使用する製造業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。	×	製造業の場合は、「常時100人以上」ではなく、正しくは、「常時300人以上」である。(令2条)	10 条 1 項

	問題	答え	解説	該当条文
6	事業者は、事業場の業種及び規模に応じて、総括安全衛生管理者を選任しなければならないが、総括安全衛生管理者は、当該事業場において、その事業の実施を統括管理する者であればよく、特別の資格、免許等は必要ない。	○	適切である。	10 条 2 項
7	労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。	×	「労働基準監督署長」ではなく、正しくは、「都道府県労働局長」である。	10 条 3 項
8	常時 50 人以上の労働者を使用する清掃業の事業場においては、安全管理者を選任しなければならない。	○	適切である。 (令 3 条)	11 条 1 項
9	安全管理者は、少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。	×	毎週 1 回作業場等を巡視する義務があるのは、「衛生管理者」である。「安全管理者」については、同じように作業場等の巡視義務が課されているが、毎週 1 回のように頻度については規定されていない。 (則 6 条 1 項、則 11 条 1 項)	11 条 1 項
10	事業者は、業種を問わず、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生管理者を選任しなければならないが、常時 1,000 人を超える労働者を使用する事業場では、そのうち少なくとも 1 人は専任の衛生管理者でなければならない。	○	適切である。 (則 7 条 1 項 5 号)	12 条 1 項

	問題	答え	解説	該当条文
11	事業者は、常時300人以上の労働者を使用する事業場ごとに、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理等を行わせなければならない。	×	「常時300人以上」ではなく、正しくは、「常時50人以上」である。 (令5条)	13条1項
12	坑内における業務、深夜業を含む業務、病原体によって汚染のおそれが著しい業務等の有害な業務に、常時500人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。	○	適切である。 (則13条1項3号)	13条1項
13	産業医は、毎月1回作業場等を巡視しなければならないが、事業者から、毎月1回以上、一定の情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも2ヵ月に1回とすることができる。	○	適切である。 (則15条1項)	13条1項
14	事業者で、一の場所において行う事業の元方事業者のうち、建設業又は造船業を行う者（以下「特定元方事業者」という。）は、その労働者及び関係請負人の労働者が当該場所において作業を行うときは、元方安全衛生責任者を選任しなければならない	×	「元方安全衛生責任者」ではなく、正しくは、「統括安全衛生責任者」である。	15条1項

	問題	答え	解説	該当条文
15	事業者は、作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができるが、当該作業環境測定士は、必ずしも当該事業場の労働者である必要はない。	×	当該事業場の労働者でなければならない。	18 条 3 項
16	元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならないが、この規定に違反した場合の罰則は設けられていない。	○	適切である。	29 条 2 項
17	つり上げ荷重 1 トン以上の移動式クレーンを製造しようとする者は、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。	×	「1 トン以上」ではなく、正しくは、「3 トン以上」である。 (令 12 条 1 項 4 号)	37 条 1 項
18	動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝導部分若しくは調速部分に厚生労働省令で定める防護のための措置が施されていないものは、譲渡し、貸与してはならないが、譲渡又は貸与の目的で展示することは差し支えない。	×	「譲渡若しくは貸与の目的で展示」することも禁止されている。	43 条
19	事業者は、作業床の高さが 2 メートル以上の高所作業車について特定自主検査を行うときは、検査業者に実施させなければならないが、その使用する労働者に行わせてはならない。	×	「その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの」にも実施させることができる。	45 条 2 項

	問題	答え	解説	該当条文
20	派遣労働者に対する雇入れ時の安全衛生教育は、当該労働者を受け入れている派遣先の事業者 に課せられている。	×	派遣労働者に対する雇入れ時の安全衛生教育は、「派遣先」ではなく、「派遣元」の事業者 に課せられている。 (労働者派遣法 45 条)	59 条 1 項
21	事業者は、労働者の作業内容を変更したときは、安全衛生教育を行わなければならないが、当該事項の全部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育をすべて省略することができる。	○	適切である。 (則 35 条 2 項)	59 条 1 項
22	事業者は、建設用リフトの運転の業務に労働者を就かせるときは、特別教育を行わなければならないが、特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを 3 年間保存しておかなければならない。	○	適切である。 (則 38 条)	59 条 3 項
23	事業者は、塩酸、硝酸、硫酸その他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、当該業務についた後 1 年以内ごとに 1 回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。	×	「1 年以内」ではなく、正しくは、「6 月以内」である。 (令 22 条 3 項、則 48 条)	66 条 3 項

	問題	答え	解説	該当条文
24	都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、当該事業場に選任された産業医の意見に基づき、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。	×	「当該事業場に選任された産業医」ではなく、正しくは、「労働衛生指導医」である。	66 条 4 項
25	事業者は、労働安全衛生法に定める健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成して、これを 3 年間保存しなければならない。	×	「3 年間」ではなく、正しくは、「5 年間」である。 (則 51 条)	66 条の 3
26	常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断、特定業務従事者の定期健康診断又は歯科医師による健康診断(定期のものに限る。)を行なったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	○	適切である。 (則 52 条)	66 条の 3
27	事業者は、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 80 時間を超える労働者に対しては、労働者からの申し出にかかわらず、医師による長時間にわたる労働に関する面接指導を行わなければならない。	×	「労働者からの申し出にかかわらず」が誤り。本問の面接指導は「労働者から申し出があったとき」に行わなければならない。なお、本問の要件に加え、「疲労の蓄積が認められる者であること」も必要である。 (則 52 条の 2 第 1 項、則 52 条の 3 第 1 項)	66 条の 8 第 1 項

	問題	答え	解説	該当条文
28	事業者は、常時使用する労働者に対し、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならないが、検査を受ける労働者について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務に従事してはならない。	○	適切である。 (則 52 条の 10 第 2 項)	66 条の 10
29	厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画の作成又は変更の指示をした場合において、専門的な助言を必要とすると認めるときは、当該事業者に対し、医師又は歯科医師による安全又は衛生に係る診断を受けるべきことを勧奨することができる。	×	「医師又は歯科医師」ではなく、正しくは、「労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント」である。	80 条
30	事業者は、労働者が事業場内における負傷より休業したときは、遅滞なく、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないが、休業の日数が 4 日に満たないときはこの限りでない。	○	適切である。休業の日数が 4 日に満たないときは、1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに提出すればよい。 (則 97 条)	100 条

<2020 年合格目標>

社会保険労務士試験対策（労働安全衛生法） 全問題と解答解説

令和 2 年 3 月 1 日 初版第一刷 発行

発 行 Good Job & Career（清新社会保険労務士事務所）

責任者 杉本真樹

東京都千代田区九段南一丁目 5 番 6 号 りそな九段ビル 5F

<https://www.goodjobandcareer.net/>

info@goodjobandcareer.net

定価（本体 200 円＋税）